

2023年9月25日

東京都市長会

会長 渡部 尚 様

全日本自治団体労働組合東京都本部
中央執行委員長 松村 誠治

全日本自治団体労働組合東京都本部
市町職連絡会 代表 笹川 勝宏

要 請 書

日頃より、多摩地域における住民福祉向上のため、地方自治の発展と自治体職員の賃金・労働条件の改善にご尽力されている貴職に対し敬意を表します。

三多摩地域における自治体職員の給料水準は、東京都職員給料表に準拠している一方、地域手当支給率については国基準の支給率を上回らないよう助言がされており、国基準を上回り支給している自治体には財政的な制裁が与えられるなど、事実上自治体としての自己決定が妨げられています。同じ東京圏で働く東京都職員及び特別区職員と同種同等の業務を行っていながら、自治体間で大きな賃金格差が生じることは、職務給原則、均衡の原則に照らしても到底容認できるものではありません。また、自治体間での賃金格差は、各自治体での職員の確保にも大きな影響を与え行政運営にも支障をきたす恐れがあります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応では、この間の行き過ぎた行財政改革によって引き起こされた、公共サービスの提供体制の脆弱性を浮き彫りにしました。現場では平時から、ぎりぎりの体制で業務を担っており、近年多発する大規模災害や感染症の拡大など非常時に対応できる十分な人員体制には程遠いのが実態となっており、職場では慢性的な長時間労働、メンタル不調者の増加などの課題を抱え、多くの退職者を発生させています。

公共サービスの重要性が再認識されている今、あらためて安心・安全な公共サービスを支える人員体制の確保が喫緊の課題となっています。

つきましては、2023賃金改定協議にあたって、東京で働く自治体職員としての生活を守り、そのために不可欠な賃金・労働条件の改善・確保を求めると同時に、多摩地域の住民福祉の向上と地域発展のため、地方自治体業務を円滑に進めるための執行体制確立、賃金労働条件の改善にむけて労使交渉を行われるよう、下記について要請します。

記

1. 2023年の地方公務員給与改定については、地公法第24条2項の趣旨を踏まえ、自治体が地方議会を通じて自主的・主体的に決定するものであることを各構成団体へ周知するとともに、その決定が尊重されるよう総務省、東京都へ働きかけを行うこと。
2. 東京都人事委員会勧告は、東京都における組織運営上の課題や人材育成方針など、東京都独自の事情を踏まえて勧告されるものであるから、各自治体における制度対応はその要否、職層の分類、給料表、地域手当支給率、実施時期も含め、各自治体の実情を踏まえた労使交渉の結果が尊重されるべきであることを各構成団体へ周知するとともに、画一的な指導や財政上の措置を行わないよう総務省や東京都に働きかけること。
3. 住居手当、扶養手当、特勤手当などさまざまな手当や特別休暇の付与については、各自治体の地域性や人員構成などを加味して検討され、労使の自主的・主体的な交渉・協議を経て決定されるべきであることを各構成団体に周知すること。とりわけ地域手当については、近接する地域間格差を縮小するため、国の制度を画一的に自治体に強制させないこと。
4. 地方財政の確立にむけて、地方交付税が交付されている各構成団体に対し、地方交付税法17条の4に基づき、交付税算定に関する意見書を提出するよう働きかけをすること。
5. 東京都市町村総合交付金における「経営努力割」の算定対象から各自治体の労働条件に関する事項を除くよう東京都に働きかけること。
6. 「働き方改革関連法」による長時間労働の上限規制や休暇取得の適正化実現、職員安全衛生面からの適切な対処など、現状の把握、適正なマネジメントや環境整備が急務であり、そのうえで必要な人員の確保について各市町村の自主的な労使協議による決定を尊重するよう、東京都に働きかけること。
7. 現業職員の賃金や人事任用制度、新規採用については、各自治体の実情と労使交渉により決定されるものであることから、財政上の措置も含め不当な指導・干渉をしないよう総務省・東京都に申し入れること。

8. 会計年度任用制度の賃金や手当、休暇制度及び処遇等については常勤職員との均衡・権衡の原則に基づき、各市町村の労使協議による改定を尊重するよう、東京都に働きかけること。とりわけ、2024年4月から会計年度任用職員にも勤勉手当の支給が可能となることから、法改正の趣旨に基づく支給となるよう各構成団体に周知すること。
9. 定年引き上げについては、高齢職員の能力・経験の活用や役職定年のあり方、計画的な新規採用などさまざまな課題について十分な検討を行うこと。また、再任用職員の職務・級の格付けなど現在の運用を抜本的に改善すること。
10. 公営企業および技能労務職員の給与については、当該職員に労働協約締結権が保障されていることを踏まえ、労使交渉に基づく自主的・主体的決定は尊重されるべきであることを明らかにするとともに、各構成団体に周知すること。

以 上